

郵政に働く非正規社員の均等待遇と正社員化を求める要請署名

日本郵政グループ各社では、約15万3千人（25年度）の非正規社員が事業に不可欠な社員として働いています。正社員との労働条件の格差是正を求めた労働契約法20条裁判最高裁判決は2020年に、有給の病気休暇、夏期冬期休暇などを非正規社員に与えないことは不合理な格差と認定しました。

働き方改革関連法の同一労働同一賃金のガイドラインでは、賞与について「労働者の貢献に応じて支給するものとして、一定の相違がある場合はその相違に応じた賞与を支給すべき」とあります。無期雇用社員と正社員の間で賃金格差があるのは違法だとして訴えた裁判では、2026年4月仙台高裁が賞与等の差額は不合理な格差と認定した判決が確定しました。日本郵政グループにおいても正社員との大きな年収格差や待遇格差となっている賞与について、是正を行なうべきです。

物価高騰はくらしを直撃しています。とりわけ会社が民営化以降、春闘において非正規社員の賃上げ要求に応えず、最低賃金の改定でしか時給が上がらない時給制契約社員の生活はより厳しさを増しています。最低賃金全国一律1500円以上は切実かつ当然の要求です。

多くの職場では人手不足による労働条件の悪化により、地域・利用者へのサービス低下が懸念されています。前中期経営計画の5年間で約3万6千人が削減され、26年5月に発表された「J Pプラン2028」では郵便物流部門で1万人削減が示されるなど、人手不足が加速しさらなるサービス低下につながる事が想定されます。

日本郵政グループは、金融と通信の公共サービスを維持・提供する企業として、すべてのハラスメントをなくし社員を大切にし、そして何より利用者本位の事業運営こそ求められます。多くの非正規社員を雇用する企業として、均等待遇と希望する非正規社員全員を正社員として登用し、将来にわたって希望を持ち働きつづけられるよう以下の要請項目の実現を強く求めます。

（要請項目）

1. 採用後3年で、希望する非正規社員全員を正社員へ登用すること
2. 正社員への登用は勤続年数を重視し公正・公平に行うとともに、登用数を大幅に拡大すること
3. 時給制契約社員の最低賃金を全国どこでも時給1500円以上にすること
4. 正社員との格差がある賞与、諸手当、休暇、福利厚生などを是正すること

20 年 月 日

日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 根岸 一行 殿

氏 名	住 所

この署名は個人情報保護法に基づいて使用し、上記目的以外には使用しません。

（取り扱い団体） 郵政リストラを許さず、労働運動の発展をめざす全国共同会議

（問合せ先・送付先）

郵政産業労働者ユニオン 〒170-0012 東京都豊島区上池袋2-34-2

郵政倉敷労働組合 〒710-0056 岡山県倉敷市鶴形1丁目8番15号 倉敷郵便局内